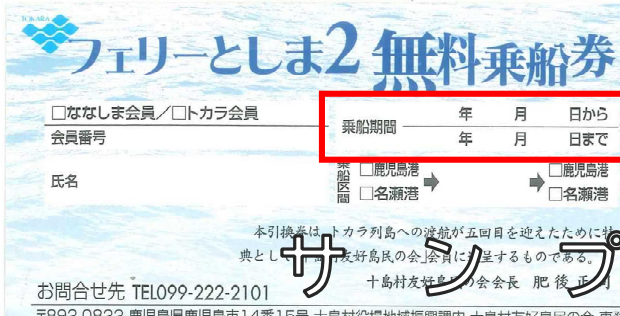


友好島民の会 無料乗船券の乗船期間の取扱い

乗船期間（始）	乗船期間（終） 【変更前】		乗船期間（終） 【変更後】
令和5年6月	令和5年12月 ※	➡	令和6年4月
令和5年7月	令和6年1月	➡	令和6年5月
令和5年8月	令和6年2月	➡	令和6年6月
令和5年9月	令和6年3月	➡	令和6年7月
令和5年10月	令和6年4月	➡	令和6年8月
令和5年11月	令和6年5月	➡	令和6年9月
令和5年12月	令和6年6月	➡	令和6年10月

※ 12月29日以前に使用期限を迎えていた無料乗船券については対象外

- 変更後の乗船期間（終）の日付については、変更前の乗船期間（終）の日付と同一になります
 （例）乗船期間が令和5年11月1日から令和6年4月30日
 →令和6年8月30日に変更



フェリーとしま2 無料乗船券

ななしま会員 / トカラ会員

乗船期間 年 月 日から 年 月 日まで

氏名

乗船区間 鹿児島港 → 鹿児島港
 名瀬港 → 名瀬港

本引換券は、トカラ列島への遊航が五回目を迎えたために特典として友好島民の会に呈するものである。
 十島村友好島民の会 会長 肥後 正司

お問合せ先 TEL099-222-2101
 〒892-0822 鹿児島県鹿児島市14番15号 十島村役場地域振興課内 十島村友好島民の会 事務局 FAX099-223-6720 E-mail toshima-ykt@tokara.jp

無料乗船券の使用上の注意

1. 十島村友好島民の会会員のご本人が1回限りの使用となります。
2. 乗船期間は鹿児島港もしくは名瀬港から十島村の各島（七島のうちいずれかの一島）への2等往復とします。
3. 乗船期間は、表面に記載された半年間とします。
4. 乗船の際は、窓口にて本引換券と会員証そして友好島民手帳を提示してください。ご本人の確認のために免許証等の本人を証明するものを提示していただく場合がありますのでご了承ください。
5. 本券は、表面に乗船期間、会員番号、氏名がない場合は無効とします。
6. 十島村友好島民の会会員として会則に反する行為があった場合は、本券の効力を無効とする場合があります。